

永田町合同庁舎の管理・運營業務の評価（案）の概要

1. 業務内容及び契約期間

業務内容：永田町合同庁舎の管理・運營業務（①建築設備、電気設備、機械設備等に係る管理業務、②清掃業務、③執務環境測定業務、④施設警備業務、⑤総括管理業務）

契約期間：平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 実施状況に関する評価

○ 以下の項目について達成すべき質が確保されるとともに、各業務において確保すべき水準についても達成している。

(1) 快適性の確保

・入居者アンケート調査の各調査項目において満足度が 80%以上

(2) 品質の維持、安全性の確保

・施設の管理・運營業務の不備に起因する、①施設内における人身事故・物損事故、②停電等による入居部局の業務停止の発生件数が 0 回であること

(3) 環境への配慮

・省エネ法及び環境確保条例を遵守し、本業務遂行に当たって温室効果ガス削減に努めること。ただし、利用者の業務に支障のないよう配慮すること。

※内閣府温室効果ガスの削減目標：平成 13 年度総排出量の 16.1%以上を削減

3. 実施経費に関する評価

本事業の実施経費は、1 年間当たり 30,450 千円であり、従来の実施に要した経費（平成 17 年度から 19 年度までの実績額の平均）と比べて、約 5,118 千円（約 14.1%）の経費が削減されている。

4. 今後の事業について

本事業は、おおむね良好な実施状況であり、競争性の確保に向けても着実に取り組んでいることから、監理委員会の関与がなくても引き続き適切に実施されることが見込まれるため、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅱ. 1. (1) に基づき、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられる。